

放射線による健康影響に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 福島第一原子力発電所事故に伴う県内の放射線問題について、県民の健康不安を払拭することを目的として、放射線による健康影響に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県内における放射線による健康影響に関すること。
- (2) その他県民の健康不安を払拭するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議の会務を総理する。
- 4 会議に座長代行を置き、座長がこれを指名する。

(運営)

第4条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 専門的な事項について検討するため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については、座長が別に定める。

(事務局)

第6条 会議の庶務を処理するため、栃木県保健福祉部健康増進課に会議の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。